

令和3年3月23日

各位

全国社会保険労務士会連合会
試験センター

社会保険労務士試験の申込方法等に関する変更について（お知らせ）

標記の件につきまして、第52回（令和2年度）社会保険労務士試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初、受験案内でお知らせしていた来会申込みの受付を中止したほか、一部の試験地では予定していた試験会場がすべて使用できない状況となりました。また、予定の試験会場でもソーシャルディスタンスの確保のため、収容可能人数を定員の50%までとする等の制限を行わざるを得ず、受験者の皆様には多大なるご不便をお掛けいたしました。

現在、第53回（令和3年度）社会保険労務士試験の実施に向け準備を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、今回の試験会場の確保につきましても困難な状況が続いております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策、そして円滑な試験実施の観点から、下記のとおり、試験の申込方法等を一部変更することといたします。受験者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 受験案内の配布

試験センター及び都道府県社会保険労務士会の窓口において受験案内の配布は行いません。受験案内の請求に当たっては、定型の返信用封筒を作成し、試験センターまで郵送してください。また、郵便事情によっては配送に遅れが生じる場合がありますので、返信用封筒が5月14日までに試験センターへ到着するように余裕をもってご準備ください。

なお、電話・FAXによる請求はできませんのでご注意ください。

2. 試験の申込方法

試験の申込方法は、郵送による申込みに限らせていただきます。試験センター等の窓口における申込みはできませんのでご注意ください。

3. 試験会場

これまで試験申込時に希望試験地と併せて希望試験会場をお選びいただいて

おりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第53回試験に使用する試験会場が確定せず、希望試験会場をお選びいただける状況にありません。つきましては、ご不便をお掛けいたしますが、試験申込時には希望試験地のみお選びいただき、試験会場につきましては試験センターが8月上旬にお送りする受験票によりご案内いたします。

4. 受験手数料

受験手数料は9,000円から15,000円に改定されております(令和3年1月29日付け官報第422号 社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令(政令第18号))。

5. 合格者受験番号の掲示等

厚生労働省、試験センター及び都道府県社会保険労務士会の所定の場所において掲示等は行いません。

なお、合格者の受験番号は、合格発表日の官報に公告されるほか、社会保険労務士試験オフィシャルサイト(以下「オフィシャルサイト」といいます。)に掲載いたします。

6. その他

試験に関する最新情報をオフィシャルサイトへ掲載いたしますのでご確認願います。

以上